



「安全で快適な まちをつくろう」

市では、「宇都宮市路上喫煙等による被害の防止に関する条例」、「宇都宮市みんなでゴミのないきれいなまちをつくる条例」を制定していますので、路上喫煙等によるやけど等の被害の防止や、きれいで快適な生活環境の確保など、安心して快適に過ごせるまちの実現に向け、一人ひとりが「ルール」や「マナー」を守り、「安全で快適なまち」をつくりましょう！

● 路上喫煙禁止！



中心市街地には路上喫煙が禁止された区域があります。

その区域内で、たばこを吸うことや、

火がついたたばこを持つと、2,000 円の過料が科されます。

たばこは市が指定した喫煙所で喫煙しましょう。

※ 路上喫煙禁止区域外では

携帯灰皿を使用し、立ち止まって喫煙しましょう。

● パイ捨て禁止！

ごみはごみ箱に捨てるか、自宅に持ち帰りましょう。



宇都宮市ホームページ

路上喫煙等による被害の防止に関する条例

<https://www.city.utsunomiya.lg.jp/kurashi/anshin/kitsuen/1005240.html>



きれいまち

みんなでゴミのないきれいなまちをつくる条例

<https://www.city.utsunomiya.lg.jp/kurashi/anshin/kitsuen/1005241.html>



喫煙

路上喫煙等禁止区域



- ・ Street smoking prohibited Area
- ・ 禁止路上吸烟区域
- ・ 노상 흡연 등 금지 구역

「宇都宮市路上喫煙等による被害の防止に関する条例」において、「路上喫煙等禁止区域」（下図  の部分）では、市の指定喫煙所を除き、たばこを吸う行為、火の付いたたばこを持つ行為が禁止され、違反すると2,000円の過料が科されます。

「加熱式たばこ」や「電子たばこ」については、過料徴収の対象となりませんが、紙巻きたばこと同様、喫煙所にて使用をお願いいたします。（吸い殻等のポイ捨てについては、過料の対象となります。）

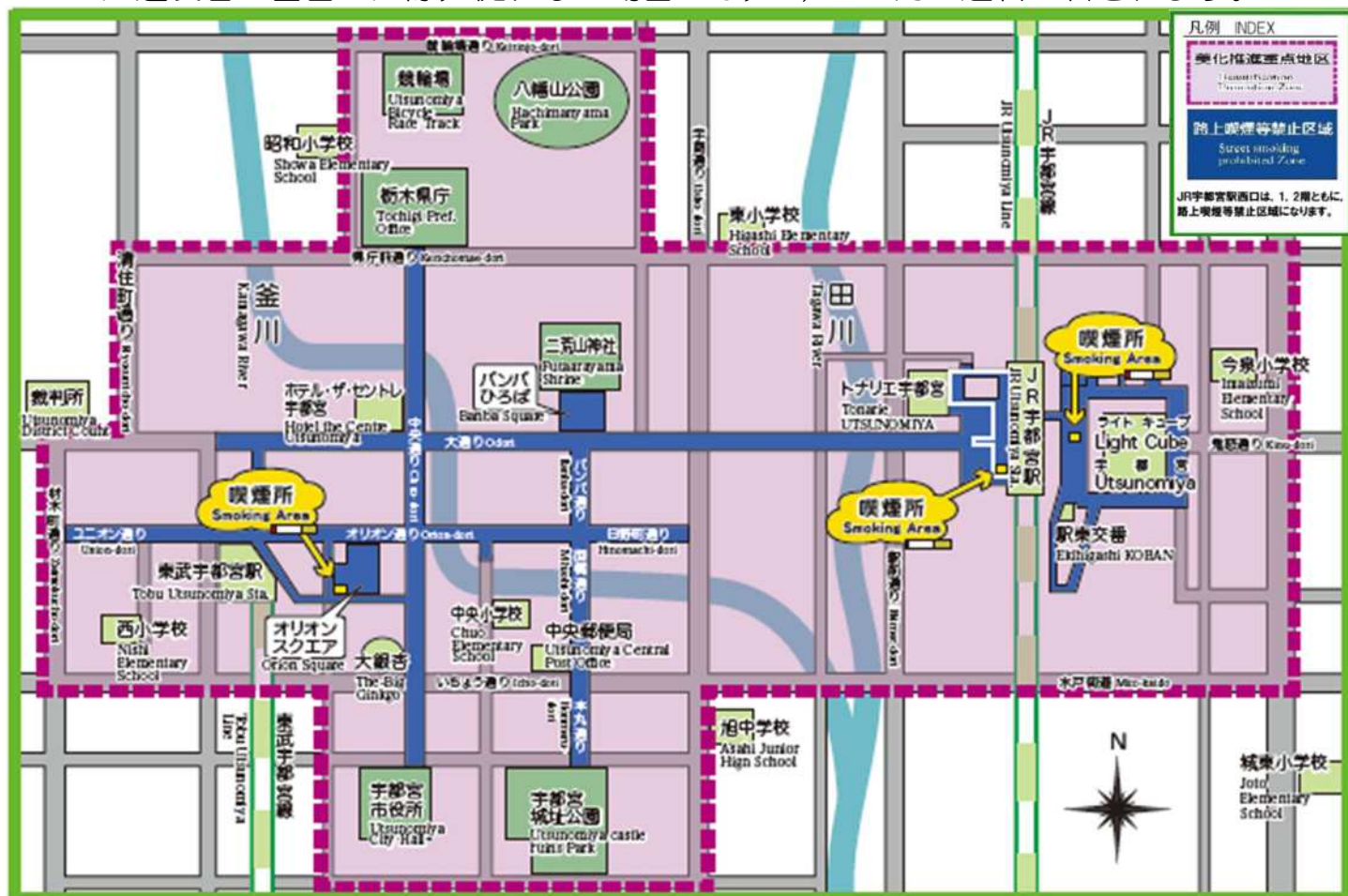
※路上喫煙等：道路や公園などの屋外の公共の場所でたばこを吸うこと又は火の付いたたばこを持つ行為

美化推進重点地区



- ・ Beautification Promotion Area
- ・ 美化重点推進地区
- ・ 미화 추진 중점 지구

「宇都宮市みんなでごみのないきれいなまちをつくる条例」で指定した、「美化推進重点地区」（下図  内の部分）において、ごみのポイ捨てやペットのフンを放置した違反者に警告した際、従わない場合には、2,000円の過料が科されます。



お問い合わせ先

宇都宮市路上喫煙等による被害の防止に関する条例

宇都宮市 市民まちづくり部 生活安心課 028-632-2819

宇都宮市みんなでごみのないきれいなまちをつくる条例

宇都宮市 環境部 廃棄物政策課

028-632-2929